

工業製品製造業分野における 育成就労外国人の受入れに関する 手続等について

2026年7月1日

はじめに

- 2026年1月の閣議決定及び2026年5月の経済産業省告示公布により、工業製品製造業分野で育成就労外国人を受け入れる事業所は、経済産業大臣が登録する「育成就労外国人受入事業実施法人」への加入が義務づけられ、JAİMは、当該育成就労外国人受入事業実施法人として登録を受けました。
- そのため、工業製品製造業分野で育成就労外国人を受け入れる事業所は、JAİMへ入会いただく必要があります(特定技能制度と同様)。
- 育成就労外国人の受入れにあたり、以下の事業所ごとにJAİMにおける手続方法が異なります。

① すでにJAİM賛助会員である事業所

② これから新規でJAİMに入会する事業所

- 本資料では、上記①、②それぞれについて手続の概要を整理しています。手続詳細に関するマニュアルや解説動画等は、2026年7月下旬以降、順次公開予定です。
- JAİMへの育成就労に係る申請手続は、上記①、②ともに2026年8月3日(月)開始予定です。
- なお、今般の措置に伴い、新たに「育成就労会員」区分を設けます。「賛助会員」または「育成就労会員」どちらかの会員区分にて入会いただく必要があります(両区分の違いは次頁で整理しています)。

(参考)賛助会員と育成就労会員の対比表

■ 賛助会員と育成就労会員の違いは以下のとおりです。

		賛助会員 ※1	育成就労会員
①特定技能外国人・育成就労外国人の受入れ	特定技能外国人受入れ	受入れ可能	受入れ不可
	育成就労外国人受入れ	受入れ可能	受入れ可能
②名簿	掲載先名簿 (2026年8月以降、 手続状況による)	・工業製品製造業分野 特定技能外国人受入れ可能事業所名簿(全ての賛助会員)	—
		・工業製品製造業分野 育成就労外国人受入れ可能事業所名簿(申請した賛助会員)	・工業製品製造業分野 育成就労外国人受入れ可能事業所名簿(全ての育成就労会員)
③年会費	年会費額	60,000円～83,000円	6,000円(ただし2026年度は徴収なし)
	中小企業割引・団体割引	あり	なし
	年度途中の入会	入会月によって月割	一律(月割はない)
④サービス利用	相談窓口	利用可能	利用可能
	賛助会員(事業所)向けサービス	利用可能	利用不可
	賛助会員の事業所で働く外国人向けサービス ※2	利用可能	利用不可
⑤生産性向上の取組(賃上げ実績報告)	取組報告義務	報告必要 ※3	報告不要

※1:なお、育成就労外国人のみの受入れ事業所でも、賛助会員としての入会は可能。 ※2:対象は特定技能外国人及び育成就労外国人を想定。

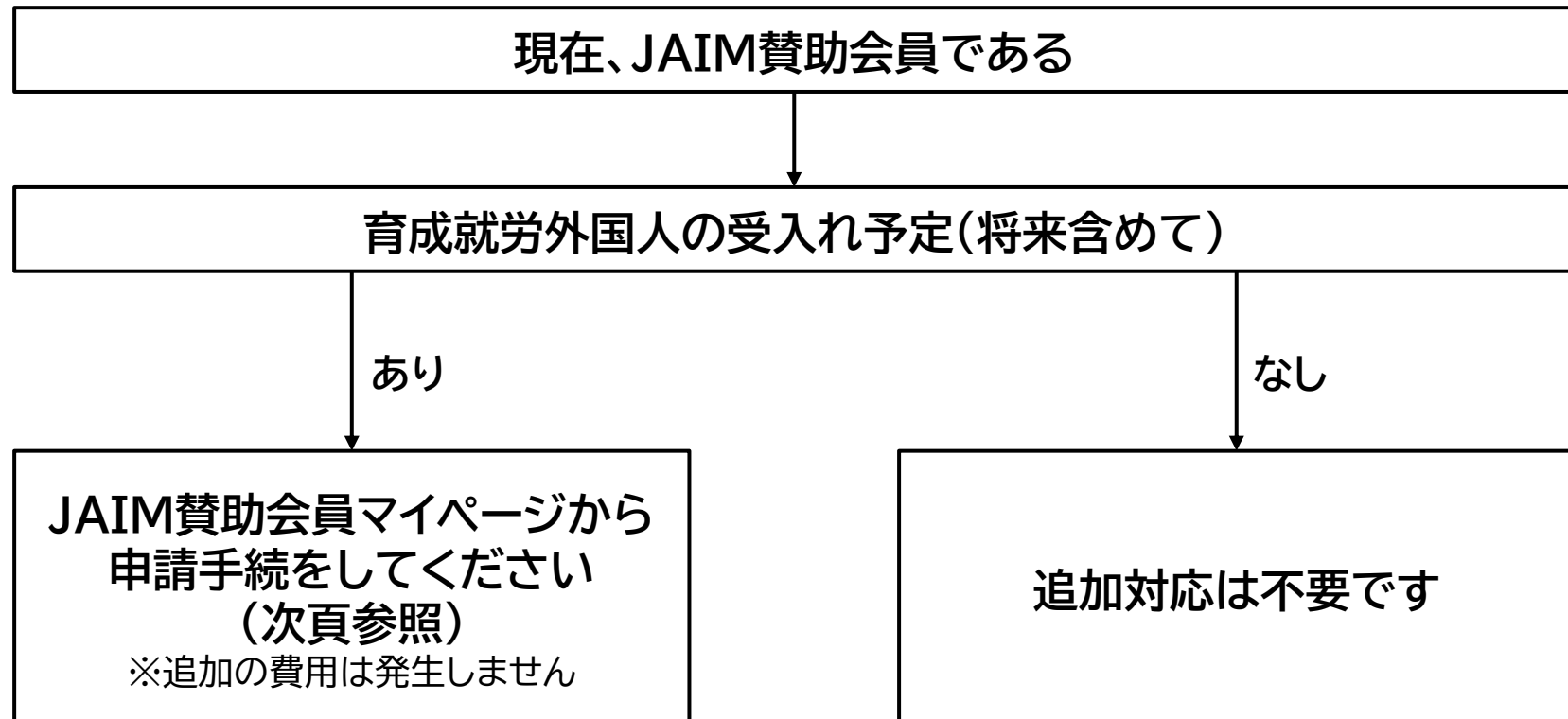
※3:ただし特定技能外国人を雇用していない事業所は報告不要。

① すでにJAIM賛助会員である事業所向け

1. 今般の対応要否の確認

- 貴事業所の予定・意向に則り、以下のいずれに該当するか確認してください。
- 随時、育成就労制度の活用に向けた手続を行うことは可能です。(通年受付。ただし、一部の産業分類においては追加書類の提出が必要となり、審査に時間を要することがあります。)

確認用フローチャート



2. 手続の概要(育成就労外国人受入れ予定の場合)

① すでにJAIM賛助会員である事業所

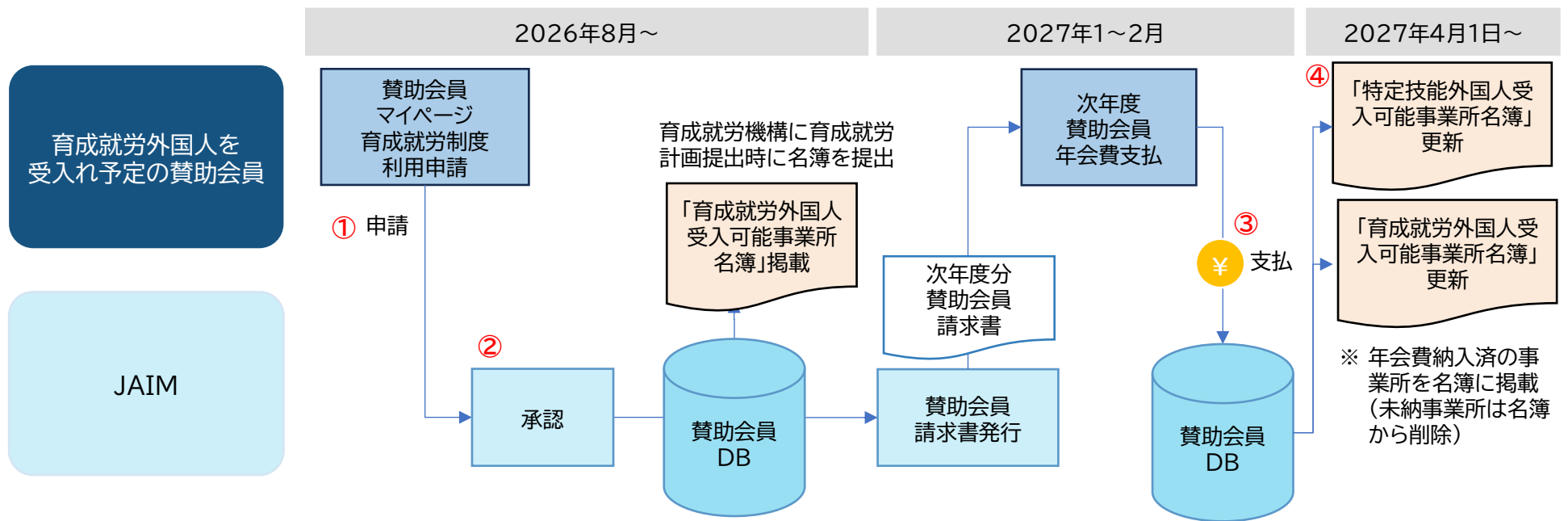
- すでに賛助会員である事業所が、育成就労外国人を受け入れたい(受け入れるための準備をしたい)場合は、会員マイページ内の申請ボタンから申請を行っていただきます。(5~10分程度の簡易な手続となる予定です)
- 手続の概要は以下のとおりです。

受付開始日	2026年8月3日(月)
手続方法	各賛助会員の会員マイページから手続を行う
賛助会員年会費	今般の手続にかかる費用等は発生なし (引き続き、賛助会員年会費の支払いが必要(毎年1-2月頃))
完了までの目安	2週間程度 ※ ただし、一部の産業分類では上乘せ要件が課される見込みです。 上乘せ要件が課される産業分類の事業所は、追加資料の提出が必要なため、上記よりも完了までの期間が長くなる場合があります(申請内容や申請書類の状況による)。 ※ 上乘せ要件に関する詳細は決定次第周知いたします。

※ なお、上記の育成就労に係る手続を行っても、会員資格は「賛助会員」資格が維持されます。

3. 手続の流れ(育成就労外国人受入れ予定の場合)

① すでにJAIM賛助会員である事業所



- ① 賛助会員は、会員マイページから育成就労制度利用申請を行う。
(育成就労のみに上乗せ要件が課せられている産業分類の事業所は、追加資料も提出)
- ② JAIM事務局で承認し、当該賛助会員は「育成就労外国人受入れ可能事業所名簿」に掲載する。
(本名簿を外国人育成就労機構へ提出可能)
- ③ 賛助会員は、2027年1月以降、指定の期日(2027年2月27日予定)までに2027年度分の賛助会員年会費の支払を行う。
- ④ JAIM事務局では、2027年4月1日付で名簿更新を行い、年会費を納入済の事業所を掲載する(未納事業所は名簿から削除)。※掲載先名簿は、各賛助会員の手続状況に応じます

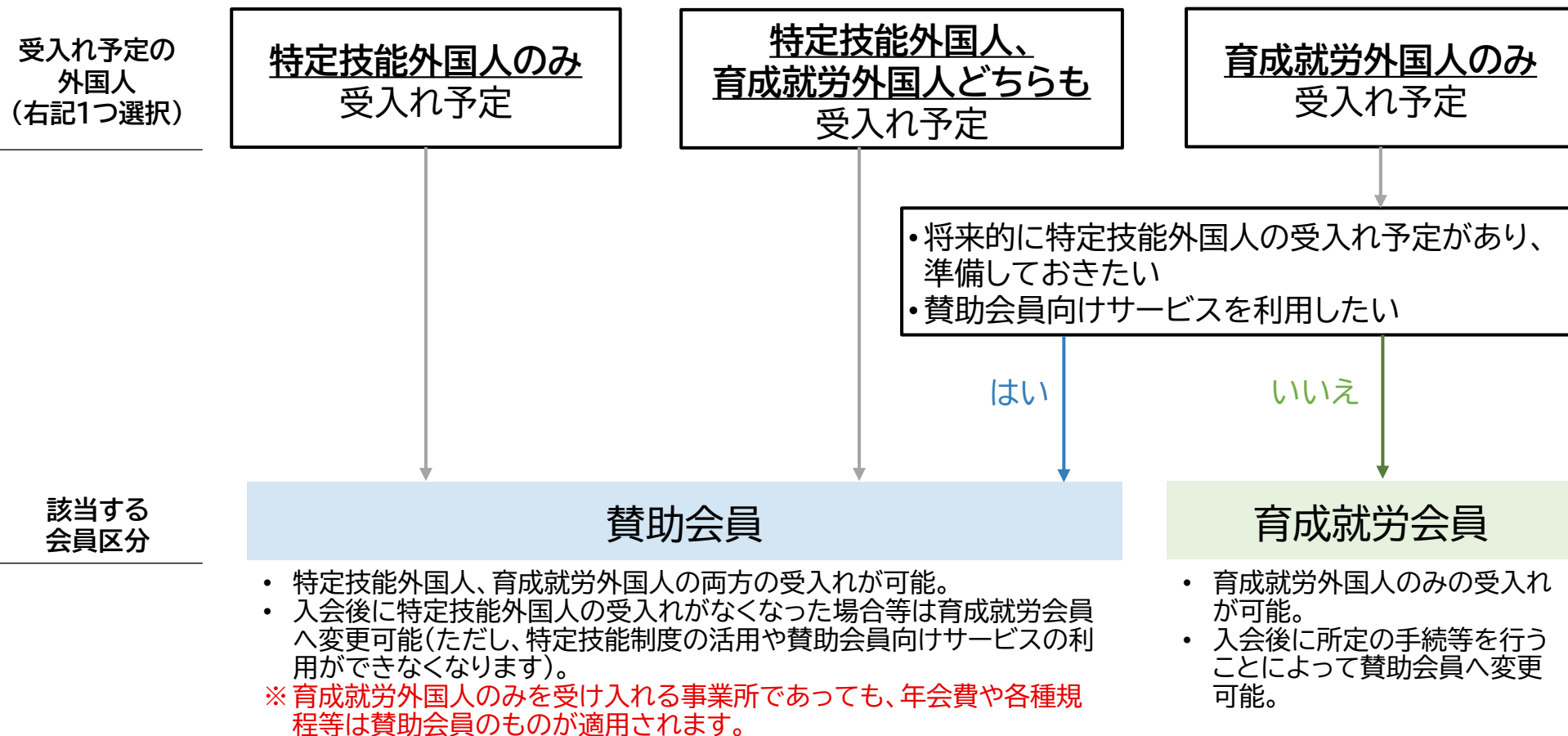
② これから新規でJAİMに入会する事業所向け

1. 活用する制度と会員区分の確認

② これから新規でJAIMに入会する事業所

- 貴事業所の予定・意向に則り、どちらの会員区分に該当するか確認してください。
- 入会後に活用する制度・会員区分を変更することも可能です。(通年受付。ただし、一部の産業分類においては追加書類の提出が必要となり、審査に時間を要することがあります。)

確認用フローチャート



2. 手続の概要

② これから新規でJAIMに入会する事業所

賛助会員の新規入会概要

- JAIM HP公開中の[賛助会員入会手続マニュアル](#)を参照し、以下のページから賛助会員入会手続を行ってください。

賛助会員入会手続ページ https://www.jaim-skill.or.jp/entry/?stt_lang=ja

- ※ ただし、2026年8月2日までは、育成就労に係る手続ができません。そのため、特定技能と育成就労を併せて手続希望の場合は、8月3日以降にお手続いただくことを推奨いたします。

育成就労会員(育成就労外国人のみを受け入れる事業所)の新規入会概要

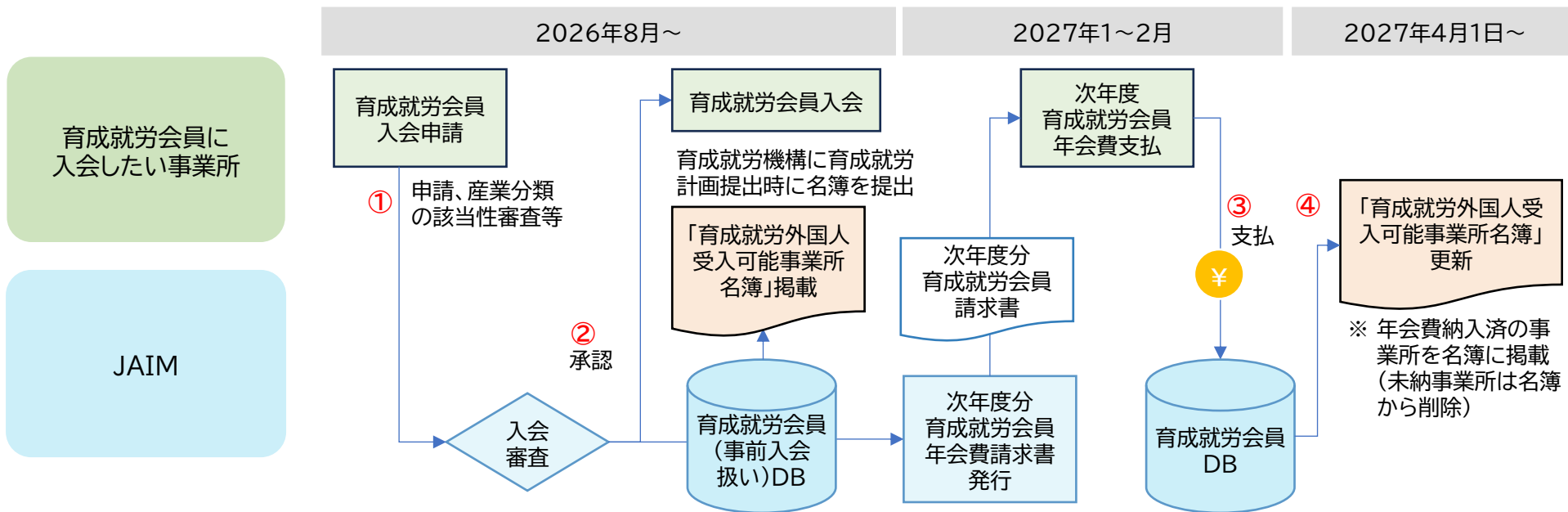
- 手続の概要は以下のとおりです。受付開始日までに、詳細な手続マニュアルを公開する予定です。

受付開始日	2026年8月3日(月)
手続方法	JAIMの入会受付サイトより、育成就労外国人を受け入れる事業所単位で手続きを行う
育成就労会員年会費	一律 6,000円 (不課税) ただし、2026年度分は0円とする。 (育成就労制度は2027年4月1日施行予定のため、2026年度中の「育成就労会員」の入会は、育成就労会員入退会規程に定める「育成就労会員」の事前入会として取り扱う)
中小企業割引・団体割引	なし
入会までの目安	2～3カ月程度(申請内容や申請書類の状況による)

3. 手続の流れ(育成就労会員の場合)

② これから新規でJAIMに入会する事業所

※賛助会員の入会手続の流れは、賛助会員入会手続マニュアルを御確認ください。



- ① 事業所は入会手続マニュアル等を確認し、必要書類を準備したうえで申請を行う。
- ② JAIM事務局では、分野該当性審査等を経て入会承認後、「育成就労外国人受入可能事業所名簿」に掲載する。
(本名簿を育成就労計画認定施行日前申請時に外国人育成就労機構へ提出可能)
※なお、2026年度分の年会費は、0円とする。
- ③ 事業所は、2027年1月以降、指定の期日(2027年2月27日予定)までに2027年度分の育成就労会員年会費(6,000円)を支払う。
- ④ JAIM事務局では、2027年4月1日付で名簿更新を行い、年会費を納入済の事業所を掲載する(未納事業所は名簿から削除)。